## 一般包括輸出許可/特定包括輸出許可マトリックス(現行)

4の項 ] [ 4の項 ] アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘールキー、カナダ、チェコ、 仕 向 地 テンマーク、フィンラント、フランス、 ブルガリア、 ペラルーシ、 ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、 **プラジル**、 イラン、イラク、 ロシア、 その他の キプロス、 カザフスタン、 アフカニスタン アイルラント、イタリア、大韓民国、 アイスランド 別記地域 北朝鮮、ル トルコ 南アフリカ ウクライナ ラトピア、 地域 ルーマニア、 輸出令別表第1項番 ルクセンブルク、オランダ、 共和国 ア スロハキア スロヘニア ニューシーランド、ノルウェー、ポーラン ト、ポルトガル、スペイン、スウェーデ ノ、スイス、英国、アメリカ合衆国 輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であっ て、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該 輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第11号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 特定 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 条第5号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(5)~(12)までに掲げる貨物であって、貨物等 一般 一般 一般 一般 特定 特定 特定 一般 特定 特定 省令第3条第6号~第13号までのいずれかに該当するもの 輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 特定 特定 特定 特定 特定 一般 一般 特定 条第14号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 条第15号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第1号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第 4条第2号、第12号八若しくは二又は第15号八若しくは二に該当する 一般 特定 特定 特定 特定 特定 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物 一般 一般 特定 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 特定 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 条第17号の3口又は八に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 一般 一般 一般 特定 特定 特定 特定 特定 条第18号、第18号の2又は第18号の3に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号イ又は口に該当するもの

[ 4の項 ]

[ 4の項 ]										[	4の項 ]
任 问 地	アルゼンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大時民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニュージーランド、ノルウェー、ボーランド、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	<b>トル</b> コ	アイスランド	ブルガリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロハ'キア	ロシア、 ウクライナ	ブラジル、 南アフリカ 共和国	へ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピア、 スロへ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ <sup>・</sup> ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第13号二、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号イ又は口に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号二、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7 条第1号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号八に該当するもの	一般	_	_	-	-	-	_	_	_	-	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 条第24号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	— 舟殳	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 条第25号に該当するもの	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令 第3条第25号の2に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	_	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 条第24号又は第27号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

別記地域:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリピァ、ボスニア・ヘルツェコピナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファツ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンピア、クッグ諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エグアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンピア、グルジア、グルジア、ガーナ、クブアマラ、キェア、カイアナ、香港、インド、インド・ネシア、シャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クヴェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーコ・スラピア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンピーク、ナミピア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パ・キスタン、パ・ラオ、パ・プ・アニューキニア、パ・ラグ・アイ、ベ・ルー、フィリピン、カタール、ルワンダ・セントウリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プ・リンシベ、サウジ・アラビ・ア、セネガル、セルピ・ア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピントおよびグ・レナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジ・ランド、タジ・キスタン、ダンサニア、タイ、東ティモール、トーコ、トンガ、トリニダ・トド・トバコ、チュニジ・ア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ 首長国連邦、ウルグ・アイ、ウズ・ベ・キスタン、パ・チカン、ベ・トナム、ベ・ネズ・エラ、イエメン、ザンピ・ア、ジ・ンパ・ブェ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

_[ 7の項 ]										[	7の項 ]
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルキー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大時民国、 ルクセンブ・ルク、オランダ、 ニューシ・ーランド、ノルウェー、ボーランド、ボルトガ・ル、スヘイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルがリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロハ'キア	ロシア、 ウクライナ	ブラシル、 南アフリカ 共和国	ヘ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピ'ア、 スロヘ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リビ ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の7の項(1)~(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号~第15号のいずれかに該当するもの	一般	一般	— 般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6 条第16号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	_	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令 第6条16号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6 条第17号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	_	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(17)~( <u>21</u> )までに掲げる貨物であって、貨物 等省令第6条第17号~第 <u>21</u> 号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

_[ 9の項 ]										[	9の項 ]_
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大時民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニューシーランド、ノルウェー、ボーランド、ボルトガル、スヘイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	FN コ	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ'キア	ロシア、 ウクライナ	ブラシル、 南アフリカ 共和国	へ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトビ'ア、 スロへ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ <sup>・</sup> ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8 条第2号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	—般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)に掲げる貨物であって、 貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2のいずれかに該 当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8 条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	_	特定	一般
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、パーレーン、パングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリピア、ボスニア・ヘルツェゴピナ、ボッワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンピア、ケック諸島、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンピア、ケルジア、ガーナ、ケアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インド ネジア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レント、リヒテジシュタイン、リトアニア、マケドニア 旧コーゴ スラピア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルド バ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モサンピーク、ナミピア、ナウル、ネパール、ニカラヴァ、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パブアニューギニア、パラヴァイ、ベルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジ・アラピ・ア、セネガル、セルピ・ア・モンテネグ・ロ、セーシェル、シンガボール、スリランカ、セントピンナントおよびグ・レナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジ・ランド、タジ・キスタン、タンサ・ニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダ・ト・トバゴ、チュニジ・ア、トルクメニスタン、ツバル、ウガ・ンダ、アラブ・首長国連邦、ウルヴァイ、ウズ・ベ・キスタン、パ・チカン、ベ・トナム、ヘ・ネズ・エラ、イエメン、ザ・ンピ・ア、ジンパ・ブ・エ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[ 10の項 ]

_[ 10の項 ]										L '	10の項 ]
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルキー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大韓民国、 ルクセンブ・ルク、オランダ、 ニューシ・ーランド、ノルウェー、ホーランド、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	<b>トル</b> コ	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ'キア	ロシア、 ウクライナ	ブラジル、 南アフリカ 共和国	ヘ'ラルーシ、 カザ'フスタン、 ラトピ'ア、 スロヘ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)又は口(三)に該当するもの	— 般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第3号イ、ロ、ホ若しくはへ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	—般	一般	一般	一般	-	特定	—般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第9号八に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第9号ニに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令 第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第11号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	_	特定	一般

[ 10の項 ] [ 10の項 ]

_ [ 1007項 ]											1000項 ]
	アルセンチン、オーストラリア、オーストリア、ヘールギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、トイツ、ギリシャ、ハンガリー、アルクセンブ・ルク、オランダ、ニュージ・ランド、ノルウェー、ボーラント、ボルトがル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	<b>トル</b> コ	アイスランド	ブルガリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロハキア	ロシア、 ウクライナ	ブラシル、 南アフリカ 共和国	ヘ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピア、 スロヘ'ニア		イラン、イラク、 北朝鮮、リビ ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9条第12号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)~(14)までに掲げる貨物であって、貨物 等省令第9条第14号~第16号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

「13の項 ] 「13の項 ]

_[ 1307項 ]										L	
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大時民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニュージーランド、ノルウェー、ボーランド、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	ŀルコ	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ'キア	ロシア、 ウクライナ	ブラシ <sup>・</sup> ル、 南アフリカ 共和国	へ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピ'ア、 スロヘ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ <sup>'</sup> ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物 等省令第12条第1号から第19号までのいずれか(第11号口を除く。) に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 12条第11号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、パーレーン、パングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ホスニア・ヘルツェコピナ、ボッワナ、ブルネイ、ブルキナファツ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンピア、クッグ諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エグアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンピア、クルジア、ガーナ、クアテマラ、キェア、カイアナ、香港、インド、インド・ネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーコ・スラピア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンピーク、ナミピア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パ・キスタン、パ・ラオ、パ・プ・アニューキニア、パ・ラグ・アイ、ペ・ルー、フィリピン、カタール、ルワンダ・、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プ・リンシペ・、サウジ・アラビ・ア、セネガ・ル、セルピ・ア・モンテネグロ、セーシェル、シンガ・ボール、スリランカ、セントピンとフトおよびグ・レナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジ・ランド、タジ・キスタン、タンサニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダ・ト・トバコ、チュニジ・ア、トルクメニスタン、ツバ・ル、ウガンダ・、アラブ・首長国連邦、ウルグ・アイ、ウス・ベ・キスタン、バ・チカン、ベ・トフム、ベ・ネス・エラ、イエメン、ザンピ・ア、ジ・ンパ・ブェ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

## 一般包括輸出許可/特定包括輸出許可マトリックス(改正案)

4の項 ] 「 4の項 1 アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘールキー、カナタ、チェコ、 仕 向 地 テンマーク、フィンランド、フランス、 フ゛ルカ゛リア、 ヘ'ラルーシ、 トイツ、ギリシャ、ハンガリー、 ブラシル、 イラン、イラク、 ロシア、 その他の キプロス、 カサ フスタン、 アイルラント、イタリア、大韓民国、 アイスランド 別記地域 北朝鮮、リピ゚トフガニスタン トルコ 南アフリカ ルーマニア、 ウクライナ 地域 ラトヒ<sup>'</sup>ア、 輸出令別表第1項番 ルクセンフ'ルク、オランタ'、 共和国 スロハキア スロヘニア ニューシ゛ーラント、ノルウェー、ホ゜ーラン ト、ポルトガル、スペイン、スウェーデ 、、スイス、英国、アメリカ合衆国 輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であっ て、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該 当するもの 輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第11号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 特定 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 条第5号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(5)~(12)までに掲げる貨物であって、貨物等 一般 一般 一般 一般 一般 特定 特定 特定 特定 特定 省令第3条第6号~第13号までのいずれかに該当するもの 輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 特定 一般 特定 特定 一般 特定 特定 特定 条第14号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 条第15号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第1号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第 4条第2号、第12号八若しくは二又は第15号八若しくは二に該当する 一般 特定 特定 特定 特定 特定 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物 一般 一般 特定 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 特定 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 条第17号の3口又は八に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの 一般 一般 一般 特定 一般 一般 特定 特定 特定 特定 輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 一般 一般 一般 一般 一般 特定 特定 特定 特定 特定 条第18号、第18号の2又は第18号の3に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号イ又は口に該当するもの

[ 4の項 ]

その他の				l							
ノ 地域 	アフガニスタン	イラン、イラク、 北朝鮮、リビ ア	別記地域	へ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピ'ア、 スロへ'ニア	ブラジル、 南アフリカ 共和国	ロシア、 ウクライナ	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ キア	アイスランド	<b>トル</b> コ	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、キリシャ、ハンがリー、 アイルランド、イクリア、大韓民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニュージ・ランド、ノルウェー、ホーラン ド、ボルトがル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	仕 向 地輸出令別表第1項番
特定	特定	-	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定		輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号二、チ又はルに該当するもの
特定	特定	-	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの
特定	特定	<u>-</u>	特定	特定	_一般	<u>一般</u>	<u>特定</u>	<u>一般</u>	<u>一般</u>	<u>一般</u>	輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令 第3条第19号の2に該当するもの
特定	特定	-	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第8号イ又は口に該当するもの
特定	特定	_	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	一般	輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第13号二、チ又はルに該当するもの
特定	特定	_	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの
特定	特定	-	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	一般	輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7 条第1号口に該当するもの
-	-	_	-	_	_	_	-	-	-	一般	輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号八に該当するもの
特定	特定	_	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの
特定	特定	-	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 条第24号に該当するもの
特定	特定	-	特定	特定	一般	一般	特定	特定	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 条第25号に該当するもの
特定	特定	-	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令 第3条第25号の2に該当するもの
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14条第2号に該当するもの
特定	特定	_	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの
特定	特定	-	特定	特定	一般	一般	特定	一般	一般	一般	輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3 条第24号又は第27号に該当するもの
	特定     特定       特定     特定       特定     特定       专定     定定       专定     定定	- - - - - - -	特	特定 - 特 特 · 特 · 特 · 特 · 特	一般       -       特定       -	一般       -       特定       -     般般 般 般       -     -	特 · 特 · 特 · 特 · 特 · 卡 · 卡 · 卡 · 卡 · 卡 ·	一	一	一般	第3条第19号の2に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又は口に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号口に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号八に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号八に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの 輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの

別記地域:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴピナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファツ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンピア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシース、メキシコ、メチンコ、メ゚トンドハ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントウルストアァー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリ、 サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネダロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、パチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンパプエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[ 7の項] [ 7の項 ]

_ [ , 65-A, ]											7 07-5
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大時民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニュージ・ランド、ルウェー、ボーランド、ボルトガル、スヘイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	<b>-</b> ዜጎ	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ キア	ロシア、 ウクライナ	ブラシル、 南アフリカ 共和国	ヘ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピ'ア、 スロヘ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リビ ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の7の項(1)~(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号~第15号のいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6 条第16号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	_	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条16号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6 条第17号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	_	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(17)~(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号~第22号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	— 般	— 般	一般	一般	一般	— 般	_	特定	一般

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

「 9の項 1 「 9の項 1

										L	ラの項
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルキー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大韓民国、 ルクセンブ・ルク、オランタ、 ニューシ・ランド、ノルウェー、ボーランド、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	ŀルコ	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ キア	ロシア、 ウクライナ	ブラシ <sup>・</sup> ル、 南アフリカ 共和国	へ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトビ'ア、 スロへ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	ı	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)に掲げる 貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、 第5号の3、第5号の4のいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8 条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
「ロJ+□+L++ コルバーコ コルバ Uコ コンJ ニ コルノーコ コレジルバ ハ ハ ル	1 \ 10 \ 10 \ 10 \ 10 \ 10 \ 10 \ 10 \	* -	* * * -	*			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		T T, T, 11-,		- · · · <del></del>

マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシュ、ミクロネシア、モルト・パ・、モナコ、モシュ・ル、モロッコ、モザ・ンヒ・ーク、ナミヒ・ア、ナウル、ネパ・ール、ニカラク・ア、ニシ・ェール、ナイジ・ェリア、 オマーン、パ・キスタン、パ・ラオ、パ・ナマ、パ・プ・アニューギ・ニア、 パ・ラク・アイ、ヘ・ルー、フィリヒ・ン、カタール、ルワンタ・、セントクリストファー・ネーヴ・ィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プ・リンシへ。、サウシ・アラヒ・ア、セネカ・ル、セルヒ・ア・モンテネク・ロ、セーシェル、シンカ・ポ・ール、スリランカ、 セントヒ・ンセントおよしてグ・レナデ・ィーン諸島、スータ・ン、スリナム、スワシ・ラント・、タシ・キスタン、タンサ・ニア、タイ、東ティモール、トーコ・、トンカ・、トリニダ・ート・・トパ・コ・、チュニシ・ア、トルクメニスタン、ツハ・ル、ウカ・ンダ・、アラフ・首長国連邦、ウルク・アイ、 ウス・ベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

[ 10の項 ]

[ 10の項 ]											10の項 ]
仕 向 地輸出令別表第1項番	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ルンガリー、 アイルランド、イタリア、大韓民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニューシーランド、ノルウェー、ボーランド、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	<b>トルコ</b>	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハ'キア	ロシア、 ウクライナ	ブラシル、 南アフリカ 共和国	ヘ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトピ'ア、 スロヘ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ <sup>・</sup> ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)又は口(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	ı	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ、ホ若しくはへ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	— 般	一般	—般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	1	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	— 般	一般	—般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第9号八に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	— 般	一般	—般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第9号ニに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令 第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9 条第11号 <u>イ、ロ又はヲ</u> に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

「10の項 1

										L	
仕 向 地	アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルギー、カナダ、チェコ、 デンマーク、フィンランド、フランス、 トイツ・ラント、リンガリー、 アイルラント、ケリア、大時民国、 ルクセンブルク、オランダ、 ニュージーラント、ノルウェー、ボーラント、ボルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、 キブロス、 ルーマニア、 スロハキア	ロシア、 ウクライナ	ブラシル、 南アフリカ 共和国	へ'ラルーシ、 カサ'フスタン、 ラトヒ'ア、 スロへ'ニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リヒ ア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9条第12号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9条第13号二、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)~(14)までに掲げる貨物であって、貨物 等省令第9条第14号~第16号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アセルバイジャン、バーレーン、バングラテ・シュ、ベリーズ、ベナン、ボリピア、ボスニア・ヘルツェゴピナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンピア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチ北ピア、フィジー、がボン、がンピア、グルジア、がーナ、グアテマラ、ギニア、がイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レント、リヒテンシュタイン、リトアニア、マクドニア旧コーゴスラピア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンピーク、ナミピア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パ・ラオ、パ・ナマ、パ・プ・アニューギニア、パ・ラグ・アイ、ベ・ルー、フィリピン、カタール、ルワンダ・セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サンド・プ・リンシへ、サウシ・アラビア、セネガ・ル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガ・ボール、スリランカ、セントピ・ンセントおよびグ・レナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジ・ランド、タジ・キスタン、ダンサニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダ・ト・トバゴ、チュニジ・ア、トルクメニスタン、ツバ・ル、ウガ・ンダ・、アラブ・首長国連邦、ウルグ・アイ、ウス・ベ・キスタン、バ・チカン、ベ・トナム、ベ・ネズ・エラ、イエメン、ザンピ・ア、ジ・ンバ・ブ・エ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

アルセンチン、オーストラリア、 オーストリア、ヘルキー、カナダ、チェコ、 仕 向 地 テンマーク、フィンラント、フランス、 フ'ルカ'リア、 ペラルーシ、 トイツ、キリシャ、ハンカリー、 ブラシル、 イラン、イラク、 キプロス、 ロシア、 カサ フスタン、 その他の 別記地域 北朝鮮、リビ アフガニスタン アイルラント、イタリア、大韓民国、 アイスランド トルコ 南アフリカ 地域 ルーマニア、 ウクライナ **ラトピア**、 輸出令別表第1項番 共和国 ルクセンフ'ルク、オランタ'、 7 スロハ・キア スロヘ・ニア ニューシーラント、ノルウェー、ホーラン ト、ホルトガル、スペイン、スウェーデ 、スイス、英国、アメリカ合衆国 輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物 等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号口を除く。) 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 特定 一般

[ 13の項 ]

特定

特定

別記地域:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アセ・ルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベ・ナン、ボリビア、ボスニア・ベルツェコビナ、ボッワナ、ブルネイ、ブルキナファツ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、ケルジア、ケルシア、カ・ナ、ケルデア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、ケルジア、ケ・ルジ・ア、カ・ーナ、ケ・アデマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インド、ネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧コーゴ、スラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパ・ール、ニカラヴァ、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パ・キスタン、パ・ラオ、パ・ナマ、パ・プ・アニューギニア、パ・ラグ・アイ、ペ・ルー、フィリピン、カタール、ルワンダ・、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サンドメ・プ・リンシペ。、サウジ・アラビア、セネガ・ル、セルビア・モンデネグロ、セーシェル、シンガ・ボール、スリランカ、セントビ・ンセントおよびグ・レナディーン諸島、スーダ・ン、スリナム、スワジ・ランド、タジ・キスタン、タンサ・ニア、タイ、東ティモール、トーコ、、トンガ、、トリニダード・トバコ、チュニジ・ア、トルクメニスタン、ツバ・ル、ウガ・ンダ・、アラブ・首長国連邦、ウルグ・アイ、ウス・ペ・キスタン、バ・チカン、ペ・トナム、ペ・ネズ・エラ、イエメン、ザンビア、ジ・ソバ・ブ・エ

特定

特定

特定

特定

特定

特定

特定

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

一般

[ 13の項 ]

に該当するもの

12条第11号ロに該当するもの

輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第